

25宗監第143号
平成25年11月6日

[REDACTED] 様

宗像市監査委員 岩本 隆志
宗像市監査委員 植木 隆信

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成25年9月9日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果について

平成25年9月9日付けで提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名 [REDACTED]

住所 宗像市 [REDACTED]

2 請求の内容

請求人は、宗像市を被告とする訴訟への対応を、宗像市と法律顧問契約を締結する三ツ角直正弁護士（以下、「顧問弁護士」という。）に委任し公金を支出したことが、違法又は不当であるとして、宗像市長に対して支出額の返還を求めるなどの必要な措置を講じるよう勧告することを求めていたが、その内容は次のとおりである。

（1）請求の対象行為

以下4件の訴訟に対する訴訟委任費用

平成24年（行ウ）第1号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件

平成24年（行ウ）第84号玄海小学校改築処分差止請求事件

平成24年（行ク）第39号仮の差止めの申立て

平成25年（行コ）第17号玄海小学校改築処分差止請求控訴事件

（2）対象となる支出の額

金7,350,000円

（3）対象行為を違法又は不当とする理由（請求人の主張）

本件請求において、請求人が主張の全てを記載することを望んでいることから、提出された宗像市職員措置請求書、それに添付された事実証明及び請求書の補足を申し出た書面（宗像市職員措置請求書：別添①、添付された事実証明：別添②、請求書の補足を申し出た書面：別添③）の写しを別に添える。

（4）措置の対象とされた職員

宗像市長 谷井博美。

第2 監査の実施

1 請求の提出と受理

平成25年9月9日に宗像市職員措置請求書が宗像市の住民である請求人から提出された。

提出された請求書の要件を審査した結果、請求書には請求人名が記名されていることから請求書に署名するよう求めた。

同月11日に請求人が請求書に署名した。これにより、地方自治法第242条に規定された要件を具備したと認め、同月20日に受理を決定した。

また、同月13日に提出された請求の補足についても請求人の主張と認めた。

2 請求人による口頭意見陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成25年10月1日に請求人による口頭意見陳述の機会を設けたが、請求人は意見陳述には出席しない旨を回答した。

3 監査の対象事項

宗像市職員措置請求書、添付された事実証明及び請求書の補足を申し出た書面の内容を基に監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 契約から支出に至るまでの手続上の不備の有無
- (2) 訴訟対応を顧問弁護士に委任したことの適否
- (3) 訴訟対応に予備費を充当したことの適否

4 監査の対象部局

宗像市総務部総務課

5 提出を求めた書類

- (1) 以下4件の訴訟の訴状と委任契約に関する文書一式

平成24年(行ウ) 第1号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件

平成24年(行ウ) 第84号玄海小学校改築処分差止請求事件

平成24年(行ク) 第39号仮の差止めの申立て

平成25年(行コ) 第17号玄海小学校改築処分差止請求控訴事件

- (2) 法律顧問契約(顧問弁護士契約)に関する文書一式

6 対象部局等への事情聴取

平成25年10月11日に、宗像市総務部総務課及び宗像市経営企画部財政課から個別に事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 提出書類により確認した事実

提出書類により確認した事実は次のとおりである。

(1) 対象となる財務会計上の行為について

請求人は4件の訴訟の対応に係る委任契約（以下、「訴訟委任契約」という。）の契約金額を合計した7,350,000円を本件請求の対象としているが、調査の結果、実際に支出された額は6,825,000円である。そのうち「平成24年（行ウ）第1号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件」の着手金1,050,000円の支出日は平成24年4月19日であり、支出日から本件の請求日までがすでに1年を経過しており、これを請求の対象としたことについて請求人から正当な理由は主張されていないことから、地方自治法第242条第2項の規定により、これを請求の対象とすることはできない。

以上のことから、請求の対象となる支出額を5,775,000円と算定した。

(2) 第2の3の（1）について

- ①見積依頼起案から支出までの経過は別表のとおりであり、この処理において時系列の前後や決裁の不備はない。
- ②見積依頼起案文書において、予定価格の算定根拠を示す記載はなく、資料も添付されていない。

(3) 第2の3の（2）について

- ①本件請求に係る4件の訴訟は、いずれも請求人が宗像市を被告として提訴したものである。
- ②宗像市長が訴訟対応を顧問弁護士に委任している。
- ③本件請求に係る4件の訴訟は、いずれも小学校の改築に関する訴えであり、訴状に「顧問弁護士」という文言は記載されていない。
- ④法律顧問契約書において、顧問弁護士としての業務内容は口頭による法律的な助言及び指導となっており、訴訟事件等の法的手続きの処理を依頼する場合の手数料、報酬等については別途協議して定めることが明記されている。
- ⑤本件請求に係る4件の訴訟対応については、個別に顧問弁護士と訴訟委任契約が交わされている。

2 事情聴取により確認した事項

事情聴取により確認した事項は次のとおりである。

(1) 第2の3の（1）について

- ①顧問弁護士とは平成21年度から法律顧問業務の契約を締結しており、契約締結後初めて訴訟対応が必要となった際に訴訟対応の委任費用について協議を行い、着手金と報酬金それぞれ1,050,000円を基本

とするとしている。

②本件請求に係る訴訟の委任費用の予定価格はこの協議に基づき設定されている。訴訟の内容や敗訴となった場合の影響の大きさなどにより設定額が変動することもある。

③顧問弁護士と申し合せた内容について明文化したものはない。

(2) 第2の3の(2)について

宗像市が被告となる訴訟が発生した場合に顧問弁護士に訴訟対応を委任することは、以前からの市の方針である。

(3) 第2の3の(3)について

①予備費は災害対応など予期せぬ支出に対応するためのものとして、予算に計上しておかなければならない。

②予備費は地方自治体として支出してはならないものや議会で否決された事業に対しては使用することはできないとされるが、予算に計上できる予備費の上限額や予備費を使用する場合の金額的な基準といった具体的な定めはない。

③宗像市として予備費の乱用は認めないと考え方に立っており、まず、予算内で流用できるものはそれで対応し、予算が不足する場合であっても次の定例議会で予算を補正すれば間に合うものについては予備費の使用を認めていない。

④訴訟の被告となることは予見できず、訴訟対応に必要な委任費用の予算措置に緊急な対応が求められることから、その都度、予備費で対応することを認めている。

⑤過去6年において、補正予算を編成し上程するために臨時議会が開かれたことはない。

3 判断するために検討した事項

本件請求を判断するために参考にした文献等と検討した事項は次のとおりである。

(1) 第2の3の(1)について

①随意契約により契約をしようとする場合の予定価格の設定については、宗像市契約事務規則第40条において、同規則第17条の規定に準じるものとされており、同条第1項には、予定価格は総額について定めなければならないこと、また、同条第2項には、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないことが規定されている。

②平成16年4月1日以降、弁護士の報酬基準は廃止され、弁護士の報酬は自由化されている。そのため、弁護士報酬の客観的な基準や目安となるものがないかを調査したが、そのような基準は確認できなかった。

(2) 第2の3の(2)について

園部逸夫編、新地方自治法講座5「住民訴訟・自治体争訟」145ページには、「地方自治体又はその機関を当事者とする民事訴訟又は行政事件訴訟について、地方自治体が弁護士との間にその追行に関し有償の委任契約を締結した場合、右契約に基づく弁護士費用の支出は、妥当な額である限り、適法な公金の支出である。」と記載されている。

(3) 第2の3の(3)について

- ①予備費は、地方自治法第217条に「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。」と規定されており、予算編成後の軽微な予算の不足に対して措置できるよう設けられた予算の区分である。
- ②予備費の使用は地方自治体の長の権限であり、議会の議決を要しない。
- ③予備費を使用した場合は予備費から直接支出されるのではなく、一旦当該予算科目に充当されてから支出される。また、その支出は決算書に反映される。
- ④補正予算を議会に提案するには2カ月半ほどの準備期間が必要である。

4 監査委員の判断

以上のことから、次のとおり判断した。

(1) 第2の3の(1)について

請求人は、予定価格が事前に落札者に漏れていた疑いがあり、宗像市契約事務規則に違反すると主張している。

これに対して調査した結果は、訴訟対応については顧問弁護士に委任するという宗像市の方針の下にその訴訟委任費用の基準額と支払い条件を平成21年度に宗像市と顧問弁護士の間で申し合わせているというものであり、市職員が顧問弁護士側に予定価格を伝えていたというようなことではない。

訴訟の受訴については予見が難しく、法律的に非常に高度な専門性と対応の迅速性が求められることから、委任先を顧問弁護士に特定して契約を締結しようとする考え方は妥当であり、契約相手を特定した随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号において認められている。

また、平成21年度に宗像市が顧問弁護士と行った協議は、平成16年4月1日以降に弁護士の報酬基準が廃止され、客観的な基準が判然としない中で、宗像市が適正な訴訟委任費用の額を検討するために必要な情報収集であったと理解できる。

(2) 第2の3の(2)について

宗像市職員措置請求書(別添①)中、1の(2)のイにおいて、請求人が、顧問弁護士の判断結果に対して訴訟が起こされたこと、また、そのような訴訟に弁護士報酬が支払われることは不当であり、顧問弁護士の報酬の範囲で対応すべきであると主張することから、4件の訴訟の訴状を確認したが、4

件の訴訟はいずれも小学校の改築を問題としたものであり、「顧問弁護士」という文言はなく、主張の意図するところが理解できない。

また、法律顧問契約書を見ても顧問弁護士の業務に訴訟対応は含まれておらず、顧問弁護士の報酬の範囲で訴訟に対応すべきという主張に正当性はない。

(3) 第2の3の(3)について

訴訟委任費用に予備費を充当することは、訴訟の被告となることが予見できず、予算確保に緊急な対応が求められることからして、地方自治法第217条に規定する予備費の趣旨に適うものである。また、予備費を使用することが認められない事業にもあたらないことから、訴訟委任費用に予備費を充当することに何ら問題はない。

請求人は、訴訟委任費用に予備費を充当することが、訴訟と訴訟委任費用の隠ぺいであると主張するが、予備費を使用して予算不足に対応した結果については決算書に記載され、その額は議会に報告されていることから、予備費を充当し支出することが市民や議会に対する隠ぺい行為にあたるとは言えない。

5 結論

以上のことから、本件請求については次のとおり決定した。

宗像市が、第1の2の(1)にある4件の訴訟への対応を顧問弁護士に委任し、その費用を支出したことについて監査した結果、請求人が主張する違法又は不当な点は認められないことから本件請求を棄却する。

【平成24年（行ウ）第1号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件の経過】

年 月 日	処理の内容と流れ
平成24年1月30日	原告が訴訟を提起（訴状提出日）
平成24年3月21日	①顧問弁護士への見積依頼起案 ②決裁完了（決裁権者：副市長） ③見積依頼文書を発信
平成24年3月26日	①顧問弁護士が見積書を提出 ②契約に向けた起工伺起案 ③決裁完了（決裁権者：副市長） ④契約締結 ※着手金1,050,000円 報酬金1,050,000円
平成24年3月30日	①顧問弁護士が着手金の請求書を提出 ②担当課長による検査完了 ③支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了（決裁権者：総務部長）
平成24年4月19日	着手金1,050,000円を支出
平成25年3月7日	①顧問弁護士が報酬金の請求書を提出 ②担当課長による検査完了
平成25年3月8日	支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了（決裁権者：総務部長）
平成25年3月21日	報酬金1,050,000円を支出

【平成24年(行ウ)第84号玄海小学校改築処分差止請求事件の経過】

年月日	処理の内容と流れ
平成24年11月29日	原告が訴訟を提起(訴状提出日)
平成24年12月13日	①顧問弁護士への見積依頼起案 ②決裁完了(決裁権者:副市長) ③見積依頼文書を発信
平成24年12月17日	①顧問弁護士が見積書を提出 ②契約に向けた起工伺起案 ③決裁完了(決裁権者:副市長) ④契約締結 ※着手金1,575,000円 報酬金1,050,000円
平成25年1月24日	①顧問弁護士が着手金の請求書を提出 ②担当課長による検査完了 ③支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了(決裁権者:総務部長)
平成25年2月7日	着手金1,575,000円を支出
平成25年3月31日	①顧問弁護士が報酬金の請求書を提出 ②担当課長による検査完了 ③支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了(決裁権者:総務部長)
平成25年4月18日	報酬金1,050,000円を支出

【平成24年（行ク）第39号仮の差止めの申立ての経過】

年 月 日	処理の内容と流れ
平成24年12月5日	原告が訴訟を提起（訴状提出日）
平成24年12月13日	①顧問弁護士への見積依頼起案 ②決裁完了（決裁権者：副市長） ③見積依頼文書を発信
平成24年12月17日	①顧問弁護士が見積書を提出 ②契約に向けた起工伺起案 ③決裁完了（決裁権者：副市長） ④契約締結 ※着手金1,050,000円 報酬金1,050,000円
平成25年1月24日	①顧問弁護士が着手金の請求書を提出 ②担当課長による検査完了 ③支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了（決裁権者：総務部長）
平成25年2月7日	着手金1,050,000円を支出
平成25年3月7日	①顧問弁護士が報酬金の請求書を提出 ※報酬金1,050,000円（契約上の上限額）に 対し、525,000円の請求 ②担当課長による検査完了
平成25年3月8日	支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了（決裁権者：総務部長）
平成25年3月21日	報酬金525,000円を支出

【平成25年(行コ)第17号玄海小学校改築処分差止請求控訴事件の経過】

年月日	処理の内容と流れ
平成25年3月26日	原告が訴訟を提起(訴状提出日)
平成25年5月2日	原告が訴訟理由書を提出
平成25年5月9日	①顧問弁護士への見積依頼起案 ②決裁完了(決裁権者:総務部長) ③見積依頼文書を発信
平成25年5月17日	①顧問弁護士が見積書を提出 ②契約に向けた起工伺起案
平成25年5月20日	①起工伺決裁完了(決裁権者:経営企画部長) ②契約締結 ※着手金0円(控訴事件につき着手金なし) 報酬金525,000円
平成25年9月3日	①顧問弁護士が報酬金の請求書を提出 ②担当課長による検査完了 ③支出負担行為兼支出命令書起案 ※決裁完了(決裁権者:総務部長)
平成25年9月12日	報酬金525,000円を支出